

国保だより



国民健康保険は、加入者の皆さんが助け合う保険制度です

国民健康保険(国保)は、被保険者の皆さんが病
 気やけがをしたときに、安心して医療が受けられ
 るための大切な制度です。被保険者の皆さんが医
 療機関にかかったときの医療給付のほかに、医療
 費が高額になった場合の高額療養費や出産・死
 亡に際しての現金給付も行なっています。
 今回は、これらの現金給付についてお知らせし
 ます。

高額療養費について

同じ月内に医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

また、入院する場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までで済むため、一度に高額な費用を準備する必要がありません。

※自己負担限度額は70歳未満の人は表1、70歳以上の人は表2を参照してください。

限度額適用認定証の交付を受ける場合

入院する場合や事前に認定証の交付を受けたいときは、国保の窓口で交付申請をしてください。

交付対象者 70歳未満の人と70歳以上で市民税が非課税世帯の人

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑

表2 70歳以上の人の自己負担限度額

		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者		44,400円	80,100円 +医療費が 267,000円を超えた場合、 超えた額の1%を加算
一般		12,000円	44,400円
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得者とは、市民税の課税所得が145万円以上の70歳以上の世帯の人、一般とは、現役並み所得者以外の市民税課税世帯の人。

※現役並み所得者(外来+入院)が、1年間に4回以上高額療養費の支給を受けたときは、4回目以降の自己負担限度額は44,400円に引き下げられます。

表1 70歳未満の人の自己負担限度額

		過去1年間で3回目まで	4回目以降
上位所得者		150,000円 +医療費が500,000円を 超えた場合、超えた額の 1%を加算	83,400円
一般		80,100円 +医療費が267,000円を 超えた場合、超えた額の 1%を加算	44,400円
市民税 非課税世帯		35,400円	24,600円

※上位所得者とは、国保税の課税所得が600万円以上の世帯、一般とは「上位所得者と市民税非課税」以外の世帯にあたります。

※同じ世帯で1年間に4回以上高額療養費の支給を受けたときは、多数該当となり限度額が引き下げられます。

自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合

医療機関で支払った額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分を高額療養費として払い戻します。

- ・ 申請に必要なもの
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑
- ・ 領収書
- ・ 通帳（ゆうちょ銀行を除く）

自己負担額を計算するときは、次のことに注意しましょう

- 受診月ごとに（1日～末日）計算します。
- 入院時の食事代や保険が適用されない差額ベット代などは、対象外です。
- 70歳未満の人**
 - ・ 同じ人が同じ月の医療機関ごと（入院・外来・歯科に分け、総合病院は診療科別）に計算します。
 - ・ 同じ月に21,000円以上の支払いが複数ある場合は、世帯内の対象者と合算して計算します。
- 70歳以上の人**
 - ・ 外来の場合は個人ごとに、入院を含む場合は世帯内の対象者と合算して計算します。

・ 医療機関ごとに分ける必要はありません。



療養費について

次のような場合、いったん全額が自己負担となります。申請後に審査決定を受けることにより、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ① 急病や旅先などで保険証を持たずに診療を受けたとき
 - ② 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
 - ③ 海外渡航中に医療機関にかかったとき
- 申請に必要なもの
- ・ 国民健康保険被保険者証
 - ・ 印鑑
 - ・ 領収書
 - ・ 診療報酬明細書(①・③のとき)
 - ・ 診断書・装着適合証明書(②のとき)

・ 通帳（ゆうちょ銀行を除く）
※③を申請する場合は、翻訳したものが必要です。

特別療養費について

被保険者資格証明書の交付を受けた世帯の被保険者が、医療機関などにかかった場合、窓口でいったん全額を支払い、あとから申請により自己負担分を除いた額が支給されます。

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者資格証明書
- ・ 印鑑
- ・ 領収書
- ・ 通帳（ゆうちょ銀行を除く）



出産育児一時金について

被保険者が出産したときに35万円支給されます。出産後に申請してください。

※流産・死産の場合でも、妊娠85日以上であれば支給されます。

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑
- ・ 母子手帳
- ・ 通帳（ゆうちょ銀行を除く）

出産育児一時金受取代理制度を利用してください

被保険者の出産費用の支払い負担を軽減するため、出産育児一時金を市から直接医療機関などへ支払う制度です。出産予定日の1か月前から申請することができます。事前に保険医療課へ相談してください。

葬祭費について

※この制度は、保険税の滞納がないなどの利用制限があります。

被保険者が死亡したとき、葬祭責任者に3万円支給されます。

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑
- ・ 通帳（ゆうちょ銀行を除く）

納付は簡単で

便利な

口座振替で

保険税を口座振替にすると、納めに行かなくてもよく、納付期限も気にしなくてすみます。一度手続きをすれば、翌月から自動的に振り替えされます。

申し込み方法

市内金融機関へ納税通知書、通帳、通帳の届け出印鑑を用意して申し込んでください。

※口座振替納付に限り、ゆうちょ銀行を利用できます。



問い合わせ先 保険医療課

(☎) 08486050 (FAX) 0848602130

(☎) 2130